

宿 泊 約 款

芝パークホテル

（適用範囲）

第 1 条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第 2 条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第 3 条

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（施設における感染防止対策への協力の求め）

第 4 条

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

（宿泊契約締結の拒否）

第 5 条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団、暴力団員又は反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員又は反社会的勢力に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊ができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条

- 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をせずに宿泊当日 24 時（到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第 7 条

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団、暴力団員又は反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員又は反社会的勢力に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第 7 条の 2

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第 8 条

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

（利用規則の遵守）

第 10 条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第 11 条

当ホテルの主な施設等の営業時間は、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

（料金の支払い）

第 12 条

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテルの責任）

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約履行に当たり、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただしそれが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から優良防火対象物認定証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第 15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 40 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、20 万円を限度としてその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 3 か月間保管します。尚、飲食物・雑誌に関しましては即日処分とさせていただきます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

（駐車責任）

第 17 条

宿泊客が当ホテルの駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任まで負うものではありません。

（宿泊客の責任）

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除通知をうけた日			不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
契約申込人数	一般	1 4 名まで	1 0 0 %	8 0 %	2 0 %	0 %	0 %
	団体	1 5 名以上	1 0 0 %	1 0 0 %	8 0 %	2 0 %	1 0 %

（注）

1. %は、宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

芝パークホテルご利用規則

当ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルを宿泊客には宿泊約款第 10 条に基づき下記の規則をお守り頂くことになっております。
この規則で禁じられた事項をお守り頂けないときは、宿泊約款第 7 条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

記

- 1) 客室内で喫煙をなさらないこと
- 2) 廊下および客室内で火器をご使用にならないこと
- 3) 廊下および客室内で喧騒な行為や他人に迷惑を及ぼしたりするようなことのないこと
- 4) 廊下および客室内に次のようなものをお持ち込みにならないこと
 - (ア) 動物、鳥類（盲導犬は除く）
 - (イ) 著しく悪臭を発するもの
 - (ウ) 著しく多量な物品
 - (エ) 火薬等、発火しやすいもの
- 5) 宿泊登録のない外来者を客室内に引き入れたりなさらないこと
- 6) 客室やラウンジを事務所、営業所代わりに使用なさらないこと
- 7) 客室内の諸物を当ホテルの外へ持ち出したり、移動したりなさらないこと
- 8) 当ホテルの建築物や諸設備を故意に破壊したり、加工したりなさらないこと
- 9) 廊下やラウンジなどに所持品を放置なさらないこと
- 10) 当ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと
- 11) 客室を除く当ホテル内で、外部から持ち込んだものを飲食なさらないこと